

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和 8 年 8 月 24 日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 秋田市立明德小学校コンテナ搬入口整備修繕
- (2) 履行場所 秋田市千秋公園 1 番 13 号
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 1 月 8 日まで
- (4) 仕様書等 別紙のとおり
- (5) 入札参加要件

次のアからカの要件をいずれも満たすこと。

- ア 鋼構造物工事業の建設業許可を有する者であること又は秋田市の発注した同種の修繕を誠実に履行した実績を有する者であること。
- イ 秋田市内に本社、支店又は営業所を有していること。
- ウ 市税に滞納がある者ではないこと。
- エ 秋田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
- オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。
- カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札参加申込に関する事項

- (1) 受付期間 令和 8 年 8 月 24 日（月）から令和 8 年 9 月 4 日（金）まで
（土曜、日曜および祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで）
- (2) 受付場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号 市役所 5 階

秋田市教育委員会学事課

(3) 提出書類 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出すること。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式１）

イ 営業経歴書（様式２）

ウ 暴力団排除に関する誓約書（様式３）

エ 法人登記事項証明書（写し可）

※ 申込日から３か月以内に発行されたもの

オ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し

※ 該当する場合のみ

カ 市税の納税証明書（市税に未納がない証明書）

※ 申込日から１か月以内に秋田市で発行されたもの。写し可。

※ 発行窓口：市民税課（市役所２階54、55番窓口）ほか

※ 秋田市に課税されていない場合は、エの書類を発行窓口に提示すること。

キ 入札保証金免除申請書

※ 入札保証金の免除規定に該当し、免除を希望する場合のみ

(4) 提出方法 申込書等は持参によることとし、郵送又はE-mail等によるものは受け付けない。

(5) 申込書等様式については、秋田市ホームページから入手すること。

3 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。入札保証金の要否等については、当該通知に記載する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その場合は、非指名通知によりその旨を通知する。

(3) 指名（非指名）通知は、令和８年９月17日（木）までにE-mailで行う。

4 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 令和8年9月24日（木）午前9時30分から
- (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号 市役所5階
5－A会議室
- (3) 入札保証金 秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第109条
により入札保証金が必要
※ 金額や納付方法および免除手続きなどの詳細につ
いては、別添「入札保証金の取扱いに係る説明書」
を参照のこと
- (4) 契 約 日 落札の通知を発した日から起算して7日以内

5 注意事項

- ア 秋田市財務規則および別紙の入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 最低制限価格は予定価格の10分の6以上とする。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- オ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できる。再度の入札においても落札者がいない場合には、随意契約に移行する。
- カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できない。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 問合せ先

秋田市教育委員会学事課 学校給食担当

電話 018-888-5806